

静岡文化芸術大学英語・中国語教育センター運営会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学英語・中国語教育センター規則第4条第2項の規定に基づき、静岡文化芸術大学英語・中国語教育センター運営会議（以下「運営会議」という。）の組織その他必要な事項を定める。

(組織)

第2条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 英語・中国語教育センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 英語及び中国語の語学担当専任教員のうち、学長が指名する者
- (3) 特任講師
- (4) 教務・学生室長
- (5) その他学長が必要と認める者

(所掌事項)

第3条 運営会議は、次に掲げる事項を審議し、必要に応じて学長に報告する。

- (1) 英語・中国語教育センター（以下「センター」という。）の運営の基本方針に関すること
- (2) 英語及び中国語の語学教育の強化に関すること
- (3) その他センターに関する必要な事項

(委員の任期)

第4条 第2条第2号及び第5号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(議長)

第5条 運営会議に議長を置き、センター長を充てる。

- 2 議長は、運営会議の会務を総理する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 運営会議は、議長が召集する。

- 2 運営会議は委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させることができる。

(専門部会)

第7条 センターの運営等に関する専門的な事項を検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会については別に定める。

(事務)

第8条 運営会議の事務は教務・学生室で処理する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成25年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。